

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 <u>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている又は同法第五十三条第一項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の文京区建設事務手数料条例別表第二2の項の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十五条第一項の認定を受けている又は同法第三十四条第一項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の文京区建設事務手数料条例別表第三の4の項の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	

改正後（案）					現行								
別表第一（第二条関係） （略） 別表第二（第二条関係）					別表第一（第二条関係） （略） 別表第二（第二条関係）								
事務	名称				額	徴収 時期	事務	名称				額	徴収 時期
1 都市低炭素化促進法第五十条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 （略）				（略）	認定申請のとき。	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認」といふ。）が作成した都	（1） 一戸建て住宅 （略）				（略）	認定申請のとき。
	（2） ア 住戸ごと の申請 の場合	削除	削除	削除				申請戸数が一戸のもの	四千七百元				
								共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円			
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円			

改正後（案）					現行				
市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	下同じ。)	削除		削除	市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	下同じ。)	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		四万五千元
		削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		八万二千元
		削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		十三万千元
		削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		十七万円
		削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの		十八万五千元
削除	ア 住戸の部分（人の居住の用途に	(略)	(略)		イ 一の建築物の申請の場合	(ア)	(略)	(略)	

改正後（案）							現行							
				供する部分に限る。以下同じ。)							供する部分に限る。以下同じ。)			
				イ 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	(略)	(略)					(イ) 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	(略)	(略)	

改正後（案）							現行											
					ウ 非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	(略)						(ウ) 非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	(略)					
		(3)	(略)			(略)						(3)	(略)					
		(1)										(1)						
		及び										及び						
		(2)										(2)						
		以外の建築物										以外の建築物						

改正後（案）				現行					
2 1 以外の 場合	(1)	一戸建て住宅	(略)	2 1 以外の 場合	(1)	一戸建て住宅	(略)		
	(2) 共同住 宅等	削除	削除		削除	(2) 共同住 宅等	ア 住 戸ごと の申請 の場合	申請戸数が一戸のもの	三万五千元
			削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	六万九千元
			削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	九万七千元
			削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	十三万七千元
			削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十九万七千元
			削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	二十八万三千 円
			削除		削除			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	三十八万五千 円

改正後（案）					現行				
			削除	削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	五十万八千円
			削除	削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	六十万円
	削除	ア 住戸の部分	(略)	(略)		イ 一の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	(略)	(略)
		イ 共用廊下等の部分	(略)	(略)			(イ) 共用廊下等の部分	(略)	(略)
		ウ 非住宅の部分	(略)	(略)			(ウ) 非住宅の部分	(略)	(略)

改正後（案）					現行					
		(3)	(略)	(略)			(3)	(略)	(略)	
		(1)					(1)			
		及び					及び			
		(2)					(2)			
		以外の					以外の			
		建築物					建築物			
2	都市低炭素化促進法第五十条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (略)			変更認定申請のとき。	2	都市低炭素化促進法第五十条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (略)		変更認定申請のとき。
	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四	(1) 一戸建て住宅	(略)			1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四	(1) 一戸建て住宅	(略)		
		(2) 共同住宅等	削除	削除			(2) ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	三千三百円	
			削除	削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	六千六百元	
			削除	削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万千円	
			削除	削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	一万九千円	

改正後（案）					現行						
条第一 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合			削除		削除	条第一 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		三万二千元
			削除		削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		五万八千元
			削除		削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		九万三千元
			削除		削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		十二万二千元
			削除		削除				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの		十三万四千元
			削除	ア	住戸の部分				(略)	(略)	イ
					の建築物の申		住戸の部分				

改正後（案）							現行							
				イ 共用廊下等の部分	(略)	(略)				請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	(略)	(略)	
				ウ 非住宅の部分	(略)	(略)					(ウ) 非住宅の部分	(略)	(略)	
		(3)	(略)	(1) 及び (2) 以外の建築物	(略)	(略)			(3)	(略)	(1) 及び (2) 以外の建築物	(略)	(略)	
	2 1	(1)	一戸建て住宅			(略)			2 1	(1)	一戸建て住宅			(略)
	以外の場合	(2)	削除	削除	削除	削除			以外の場合	(2)	ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	一万八千円	
				削除	削除	削除						一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万七千円	

改正後（案）						現行							
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万二千元		
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	七万四千元		
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十万八千元		
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十五万九千元		
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十二万千元		
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万千元		
				削除	削除					一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千 円		

改正後（案）						現行							
			削除	ア 住戸の部分	(略)	(略)				イ 一の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	(略)	(略)
				イ 共用廊下等の部分	(略)	(略)					(イ) 共用廊下等の部分	(略)	(略)
				ウ 非住宅の部分	(略)	(略)					(ウ) 非住宅の部分	(略)	(略)
		(3) (1) 及び (2) 以外の建築物		(略)		(略)			(3) (1) 及び (2) 以外の建築物	(略)			

改正後（案）	現行
	<p>備考（略）</p> <p>1 <u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等に係る一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。</u></p> <p>2 <u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等に係る住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u></p>

改正後（案）					現行							
別表第三（第二条関係）					別表第三（第二条関係）							
事務	名称			額	徴収時期	事務	名称			額	徴収時期	
1 か ら 2 ま で	(略)			(略)	(略)	1 か ら 2 ま で	(略)			(略)	(略)	
3 建 築 物 省 エ ネ 法 第 三 十 五 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (略)			(略)	認 定 申 請 の と き。	3 建 築 物 省 エ ネ 法 第 三 十 五 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (略)			(略)	認 定 申 請 の と き。	
	1 申 請に併 せて建 築物省 エネ法 第三十 五条第 一項各	(1) 一戸建て住宅（一棟の建築物から なる一戸の住宅をいう。以下同じ。）					(略)	ア 住戸ごとの申 請の場合	当該住戸の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの			九千七百円
	(2) 削除	削除	削除				当該住戸の床面 積の合計が三百					
	(1) 以 外の建築 物	削除	削除									

改正後（案）							現行												
費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査	号に掲 げる基 準に適 合して いるこ とを示 す書類 として 区長が 定める ものが 提出さ れた場 合															平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの			
																当該住戸の床面 積の合計が二千 平方メートル以 上五千平方メー トル未満のもの		四万六千円	
																当該住戸の床面 積の合計が五千 平方メートル以 上のもの	八万千円		
		削除		削除															
		削除		削除															
		削除	ア 住宅 部分 (略)	(略)	(略)											イ 一 の建築 物の申 請の場 合	(ア) 住宅部分 (略)	(略)	(略)
			イ 非住 宅部分	(略)	(略)												(イ) 非住宅部 分	(略)	(略)

改正後（案）					現行				
2 1 以外の 場合	(1)	一戸建て住宅	(略)	(略)	2 1 以外の 場合	(1)	一戸建て住宅	(略)	(略)
	(2)	削除	削除	削除		(2)	ア 住戸ごとの申	当該住戸の床面	六万九千百円
	(1) 以	外の建築 物	削除	削除		(1) 以	請の場合	積の合計が三百	平方メートル未 満のもの
	外の建築					当該住戸の床面	十一万六千円		
物	積の合計が三百				平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの				
	当該住戸の床面	十九万六千円							
	積の合計が二千	平方メートル以 上五千平方メー トル未満のもの							
	当該住戸の床面		二十八万千円						
	積の合計が五千		平方メートル以 上のもの						
	平方メートル以								
	上のもの								

改正後（案）							現行									
				削除	ア 住宅部分	(略)	(略)				イ	一	(ア)	(略)	(略)	
					イ 非住宅部分	(略)	(略)				の建築物の申請の場合		住宅部分	(略)	(略)	
						(略)	(略)						(略)	(略)	(略)	
						(略)	(略)						イ 非住宅部分	(略)	(略)	
4	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (略)	1 申請に併せて建築物省エネ法第三十	(1) 一戸建て住宅	(略)			変更認定申請のとき。	4	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (略)	1 申請に併せて建築物省エネ法第三十	(1) 一戸建て住宅	(略)		変更認定申請のとき。
				(2) 削除	削除	削除							ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六千九百円	

改正後（案）					現行				
エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		削除	削除	エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万五千円
			削除	削除			当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万二千円	
			削除	削除			当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	五万七千円	

改正後（案）							現行								
			削除	ア 住宅部分（略）	（略）	（略）				イ	（ア）住宅部分（略）	（略）	（略）		
				イ 非住宅部分	（略）	（略）				合	（イ）非住宅部分	（略）	（略）		
	2 1	（1）	一戸建て住宅		（略）	（略）			2 1	（1）	一戸建て住宅		（略）	（略）	
	以外の 場合	（2）	削除		削除	削除			以外の 場合	（2）	ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が	四万八千五百円		
		（1）以 外の建築 物								（1）以 外の建築 物			三百平方メートル未満のもの		
					削除	削除						当該住戸の床面積の合計が	八万千円		
												三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			

改正後（案）					現行					
				削除	削除				当該住戸の床面積の合計が	十三万八千
				削除	削除				二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	円
				削除	削除				当該住戸の床面積の合計が	十九万七千
				削除	削除				五千平方メートル以上のもの	円
			削除	ア 住宅部分	(略)	(略)		イ	(ア) 住宅部分	(略)
				イ 非住宅部分	(略)			の建築物の申請の場合	(略)	

改正後（案）										現行									
						(略)									部	(略)			
5	(略)	(略)					(略)		(略)	5	(略)	(略)					(略)		(略)
か										か									
ら										ら									
6										6									
ま										ま									
で										で									
備考										備考									
1 (略)										1 (略)									
2 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合に										2 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合に									

改正後（案）	現行
<p>おける建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項2（2）イ又は4の項2（2）イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>3から10まで（略）</p> <p><u>11</u> 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。</p>	<p>おける建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項2（2）イ <u>(イ)</u> 又は4の項2（2）イ <u>(イ)</u> に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>3から10まで（略）</p> <p><u>11</u> <u>向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</u></p> <p><u>12</u> <u>向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u></p> <p><u>13</u> <u>向上計画認定申請手数料等について、複合建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</u></p> <p><u>14</u> 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の<u>一の建築物</u>の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。</p>

改正後（案）	現行
<p><u>12</u> 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。</p>	<p><u>15</u> 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の<u>一の建築物</u>の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。</p> <p><u>16</u> 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</p>